

改正案（第一条改正）	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）<u>第三百十五</u>条第五号、<u>第三百十五</u>条の二第四号から第六号（<u>第二百七十二</u>条の三第五項に係る部分に限る。）まで、<u>第三百十六</u>条の三第一号、<u>第三百十七</u>条の二第三号、<u>第三百十九</u>条第九号又は<u>第三百二十</u>条第九号（<u>第三百八</u>条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第九号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）<u>第三百十五</u>条第三号、<u>第三百十五</u>条の二第四号から第六号（<u>第二百七十二</u>条の三第五項に係る部分に限る。）まで、<u>第三百十六</u>条の三第一号、<u>第三百十七</u>条の二第三号、<u>第三百十九</u>条第十号又は<u>第三百二十</u>条第九号（<u>第三百八</u>条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>

改正案（第二条改正）	第一条改正溶け込み条文
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の二十号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条の十一、第一百五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の十七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の二十号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条の十一、第一百五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の十七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百</p>

六条第二号（第四百四十九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第六号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四〇五十八（略）

六条第二号（第四百四十九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第五号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四〇五十八（略）

改正案（第三条改正）	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）            第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十五号第五号、第三十五号の二第四号から第六号（第二百七十二条の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六条の三第一号、第三百十七条の二第三号、第三百十九号第九号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）            第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第九号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十五号第三号、第三十五号の二第四号から第六号（第二百七十二条の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六条の三第一号、第三百十七条の二第三号、第三百十九号第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>

改正案（第四条改正）	第三条改正溶け込み条文
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の第二号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第一百五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の五、第一百条第十三号若しくは第十七号（第一百六条の三第一項及び第四項、第一百六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第一百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第一百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の第二号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第一百五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の四、第一百条第十三号若しくは第十七号（第一百六条の三第一項及び第四項、第一百六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第一百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第一百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百</p>

六条第二号（第四百九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第六号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪  
四十四〇五十八（略）

六条第二号（第四百九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第五号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪  
四十四〇五十八（略）

改正案（第五条改正）	現行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）<u>第三百十五</u>条第五号、<u>第三百十五</u>条の二第四号から第六号（<u>第二百七十二</u>条の三第五項に係る部分に限る。）まで、<u>第三百十六</u>条の三第一号、<u>第三百十七</u>条の二第三号、<u>第三百十九</u>条第九号又は<u>第三百二十</u>条第九号（<u>第三百八</u>条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第九号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）<u>第三百十五</u>条第三号、<u>第三百十五</u>条の二第四号から第六号（<u>第二百七十二</u>条の三第五項に係る部分に限る。）まで、<u>第三百十六</u>条の三第一号、<u>第三百十七</u>条の二第三号、<u>第三百十九</u>条第十号又は<u>第三百二十</u>条第九号（<u>第三百八</u>条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>

改正案（第六条改正）	第五条改正溶け込み条文
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條の二第二号の四若しくは第十号の五、第九十八條第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二（第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第八十一條、第一百二條の十五、第六十六條の十一、第五十五條の二、第五十六條の三、第五十六條の二十の三、第五十六條の二十の十七、第五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六條の四十に係る部分に限る。）、第九十八條の六第十一号の五、第二百三十三号若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項、第六十六條の十七第一項及び第三項並びに第五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五九條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五五條の二の三第一号（第三十一條第一項、第五十七條の十四、第六十條の五第一項、第六十六條の五第一項、第六十六條の三十一第一項及び第五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六條</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條の二第二号の四若しくは第十号の五、第九十八條第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二（第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第八十一條、第一百二條の十五、第六十六條の十一、第五十五條の二、第五十六條の三、第五十六條の二十の三、第五十六條の二十の十七、第五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六條の四十に係る部分に限る。）、第九十八條の六第十一号の四、第二百三十三号若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項、第六十六條の十七第一項及び第三項並びに第五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五九條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五五條の二の三第一号（第三十一條第一項、第五十七條の十四、第六十條の五第一項、第六十六條の五第一項、第六十六條の三十一第一項及び第五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一條の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六條</p>



の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。)又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五十六条の二十の十一及び第五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

九〇四十二 (略)

四十三 保険業法(平成七年法律第五号)第三百十五條第六号、第三百十五條の二第四号から第六号(第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。))まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第二号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号(第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

四十四〇五十八 (略)

の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。)又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五十六条の二十の十一及び第五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

九〇四十二 (略)

四十三 保険業法(平成七年法律第五号)第三百十五條第五号、第三百十五條の二第四号から第六号(第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。))まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第二号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号(第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

四十四〇五十八 (略)

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）（第七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案（第七号改正）	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百五十五条第五号、第三百五十五条の二第四号から第六号（第二百七十二条の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第九号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百五十五条第三号、第三百五十五条の二第四号から第六号（第二百七十二条の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第十号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）（第八関係）（傍線部分は改正部分）

改正案（第八条改正）	第七條改正溶け込み條文
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の二十号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条、第六十六条の十一、第一百五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の十七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の五、第一百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百四十九条第二項前段（第五十三号の四において準用</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の二十号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条、第六十六条の十一、第一百五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の十七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の四、第一百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百四十九条第二項前段（第五十三号の四において準用</p>

する場合を含む。)及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)(若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

九〇四十二 (略)

四十三 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百十五條第六号、第三百十五條の二第四号から第六号(第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。)(まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号(第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

四十四〇五十八 (略)

する場合を含む。)及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)(第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)(若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

九〇四十二 (略)

四十三 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百十五條第五号、第三百十五條の二第四号から第六号(第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。)(まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号(第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

四十四〇五十八 (略)

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）（第九条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案（第九条改正）	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百五十五条第五号、第三百五十五条の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第九号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百五十五条第三号、第三百五十五条の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第十号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>

国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案（第十条改正）	第九条改正溶け込み条文
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の二十号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第二百二条の十五、第六十六条の十一、第五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の二十号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第二百二条の十五、第六十六条の十一、第五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三</p>

及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五十六条の二十の十一及び第五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第六号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四〇五十八（略）

及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五十六条の二十の十一及び第五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第五号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四〇五十八（略）

改正案（第十一条改正）	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十五條第五号、第三十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三條第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四條第五号、第九十六條第二号又は第九十七條第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第九号に規定する罪</p> <p>二十一～四十二（略）</p> <p>四十三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十五條第三号、第三十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第十号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十四～五十二（略）</p> <p>五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三條第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号、第二十六号若しくは第三十一号、第九十四條第五号、第九十六條第二号又は第九十七條第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪</p> <p>五十四～五十八（略）</p>



改正案（第十二条改正）	第十一条改正溶け込み条文
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の第二号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条の十一、第一百五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の十七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の第二号の四若しくは第十号の五、第九十八条第一号、第三号、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第八十一条、第一百二十五条の十一、第一百五十五条の二、第五十六条の三、第五十六条の二十の三、第五十六条の二十の十七、第五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。）、第九十八条の六第十一号の四、第二百条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百</p>

六条第二号（第四百九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第六号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四〇五十八（略）

六条第二号（第四百九条第二項前段（第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第五百五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九〇四十二（略）

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五條第五号、第三百十五條の二第四号から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四〇五十八（略）